

部落問題に関する意識調査の展開と課題

——意識調査研究に向けて——

内田 龍史

要 約

本稿は、部落問題に関する意識調査の到達点と課題を明らかにするための予備的作業として、これまでの意識調査の展開を概観し、意識調査結果から検討可能となる視点の整理を行っている。これらの作業は、「同和問題に関する意識調査」から「人権問題に関する意識調査」へと調査枠組みが転換しつつある現在、今後必要とされる意識調査の枠組みや、啓発の課題を明らかにするための基礎的研究となる。

はじめに

これまで行政を中心に、「同和問題」を解決するため
の施策の一環として、膨大な数の意識調査が行われてき
た。二〇〇二年三月、国レベルでの同和对策事業が終了
したことを受け、各方面で「同和から人権へ」の政策転

換がはかられ、意識調査においても「同和問題に関する
意識調査」から「人権問題に関する意識調査」へと課題
が拡大されつつある。

しかし、「同和行政から人権行政」へ、「同和教育から
人権教育」への転換と同様、同和問題に関する意識調査
から人権問題に関する意識調査への転換は、必ずしも同
和問題に関する意識調査の到達点と課題を明確にした上

でなされているわけではない。このような状況において、これまで行われてきた意識調査の成果と課題を明らかにすることは、以下の二点において重要だと考えられる。^①

第一に、今後行われる部落問題・人権問題に関する意識調査を展望する上で、明らかにすべき課題が整理されること、第二に、市民啓発や同和教育において、重点的に取り組まねばならない課題が明確になること、である。

部落解放・人権研究所では、二〇〇五年度以降のプロジェクトとして、部落問題に関する意識調査の到達点と課題を把握するために、これまで行われてきた意識調査の総括的研究を行う予定である。本稿は、限られた資料による予備的な考察にとどまるが、今後行われる研究プロジェクトに向けて、視点の整理を行いたい。

一 意識調査の現状——同和問題から人権問題へ

後に詳しく検討するが、同和問題に関する意識調査は、同和对策審議会（以下、同対審）答申による「同和問題」の定義と、それを受けて制定された同和对策事業特別措置法によって本格的に行われるようになった。つまり、同対審答申と特措法という制度的な裏づけにもとづいて「心理的差別」の状況を明らかにし、その克服を目指す

ための意識調査が数多く行われてきたのである。

二〇〇二年三月、一連の特措法の期限切れにより、国レベルでの同和对策事業は終結した。それとともに同和行政から人権行政へと転換がなされるようになった。^②同様に、同和問題を中心とした意識調査から、同和問題も人権問題の一つの課題ととらえる、人権という枠組みからの意識調査がなされるようになっていく。

しかし、そうした流れは、意識調査の設計という観点からすれば二点、問題を抱えている。

第一に、人権に関する意識調査に枠組みを広げれば広げるほど、個別の人権課題について深く追求することができなくなる点である。

例えば、各地方自治体で、人権施策の一環として行われている意識調査の枠組みに影響を与えている、二〇〇三年に内閣府が行った「人権擁護に関する世論調査」を見てみよう。

具体的な人権課題についての調査項目は、どのような人権問題に関心があるかを問うた後、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者」「ハンセン病患者・元患者」「犯罪被害者」「インターネットによる人権侵害」について、それぞれ人権上の問題点・人権擁護のために必要なことの二項目ずつ、「同和問題」と「アイヌ」に

についてはそれらに加えて問題の認知度を問うている。「外国人」については人権擁護についての考え方のほか、不利益な取扱いを受けることが差別かどうか問われている。

この調査枠組みは、二〇〇二年にとりまとめられた「人権教育・啓発に関する基本計画」（法務省人権擁護局、二〇〇二）を踏襲している。「基本計画」に掲載されている人権問題として行政が取り組みを進めようとしている課題は、「女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・アイヌ・外国人・患者・刑を終えて出所した人・犯罪被害者・インターネットによる人権侵害」などであり、おむね同様の構成となっているのである。

かつて「同和問題」に関する意識調査も、国レベルでとりまとめられた同対審答申による「同和問題」理解に基づいて行われてきた。同様に、「人権問題」に関する意識調査も、国レベルでとりまとめられた『人権教育・啓発に関する基本計画』による「人権問題」理解に基づいて行われつつある。

だが、「人権擁護に関する世論調査」から把握できるのは「どのような問題を人権課題としてとらえているか」「どのような対策が必要と考えられているか」という程度にとどまる。郵送法で行われることの多い意識調

査においては、調査項目が膨大なものとなれば回収率が低下する傾向が見られるために、必然的に調査項目数が限られることになる。つまり、「人権」という枠組みでの調査においては、必然的に各項目に対する設問数が減ることになり、それ以上各課題を深く追求することができなくなる。

第二に、そもそも調査研究は、何らかの仮説を設定したうえでなされるものである。例えば、どのような意識が忌避的態度と結びついているのか、あらかじめ仮説を設定したうえで、忌避的態度とのクロス集計を行うなどによって分析が可能となる。しかし、上述した人権問題に関する意識調査では記述しか行うことができず、それぞれの課題に対する分析を行うことは困難である。内閣府があげようような各種の人権問題にはそれ固有の問題性が存在するのであり、それぞれの課題に照らし合わせた仮説設計と、それを明らかにするための調査が必要とされる。行政が各課題に真剣に取り組む気があるのであれば、それぞれの課題に応じた個別の意識調査を行うべきであろう。

では今後、部落問題に関する意識調査を行ううえで、どのような仮説が求められるのか。それを明らかにするためには、これまでの調査において何がどこまで明らか

になつてゐるのかを確認する作業が必要だろう。そうした作業を行い、今後の意識調査の展望を探索することは、意識調査研究の課題の一つである。

二 意識調査の展開・概略

ここで、その準備作業として、これまで行われてきた部落問題に関する意識調査について簡単に振り返つておきたい。部落問題に関する意識調査史において、同対審による調査は以降行われる調査の枠組みを提供している。そこで本節では、同対審調査以前、同対審調査、同対審調査以降に時期区分し、調査の展開について概観することにした。

1 同対審調査以前

部落問題に関する意識調査は戦前にも行われていた。特に、部落問題の解決を目指した融和教育を推進するにあつて、学校の生徒を対象とし、部落差別を認知した経路を調べる「感染経路」調査とともに、差別意識の保持状況などが把握されている。例えば、藤範(一九三二)、植木(一九三三)、土屋(一九三四)など、中央融和事業協会から発行されている『融和事業研究』に掲載された

論文では、小中学生を対象とした差別意識調査結果が掲載されている。

戦後、部落問題において、「意識」を把握することを早期に主張したのは山本登である。山本は、当時、部落問題研究所によつて盛んに行われていた各部落の社会構造分析の重要性を認めつつも、意識調査が軽視されることに対して批判的であつた。

部落問題の追及^{ツマミ}には二つの方向がある。部落の存在が徳川体制下の身分制度の残滓であるとするとすれば、その問題性は事実にあるよりも、むしろ意識にある。だが、意識が事実と相互規定関係にある限り、事実の差異(低位性)を無視して、意識のみを取上げることにはできない。それ故に、従来の研究もまた多く事実の把握に向つた。だが、意識の側面は無視されてよいであろうか。(山本、一九五七、一九一頁)

山本は、一九五〇年代に差別意識を測定するための調査をいくつか行つてゐるが、それらは戦前と同様、いずれも小学生もしくは小中学生を対象としたものであつた(山本、一九五三、一九五四、一九五七)。

2 同対審調査

行政を中心に市民を対象とした同和問題に関する意識

調査が本格的に行われるようになったのは、一九七〇年代以降である。その契機の一つは同対審答申を作成するにあたって行われた「同和地区精密調査」（同和对策審議会、一九六五）であった。

同対審答申の資料となった、同対審調査部会による「同和地区精密調査」は、意識調査としては初めての全国規模の調査である。全国の部落を類型別に一六地区抽出し、地区住民及び地区周辺地域住民の社会意識と人権意識を問うている。加えて地区周辺住民には、部落に対する関係と態度が問われている^③。内容については後述する。

この同対審調査部会の調査報告をうけ、一九六五年に同対審答申が出され、行政による「同和問題」の定義がなされることとなる。

3 同対審調査以降

同対審調査以降、各地で同和問題に関する意識調査が行われることとなった。しかし、当初は「実態的差別」の克服を目指した住環境整備など、より緊急性の高い事業が優先されたために、「心理的差別」を把握するための意識調査は実態調査よりも少なかった。

意識調査が増加する契機は、一九八四年の地域改善対策協議会による意見具申「今後における啓発活動のあり

方について」である。意見具申は、同和对策事業の進展によって、「実態的差別」の解消を目指して重点的に行われてきた生活環境改善に一定の成果が見られたとの認識のもと、部落差別を解消するための重点を「心理的差別」に置いた。つまり、以降は啓発がより推進されるべきだとしたのである。

それに伴い、一九八五年、当時の総務庁によつて、「地域啓発等実態把握調査」が行われた（総務庁、一九八七）。この調査は実態調査のみならず、府県内に同和地区がある三六府県のみではあるものの、全国規模での意識調査が行われている。これを契機に初めて意識調査を行った地方自治体も少なくないと思われる。

また、一九九〇年前後には、一九八二年に制定された「地域改善対策特別措置法」が一九九二年三月に期限切れとなるのに対し、差別の実態を把握するための生活実態調査及び同和問題に関する意識調査が各地で行われている^④。

一九九三年には、総務庁により、これまで同和地区で行われてきた行政施策に対する総括的な調査の一環として、全国の同和地区住民および地区外住民を対象に「同和地区実態把握等調査」が行われ、そのなかで意識調査も行われている^⑤（総務庁、一九九五）。

これらの調査の他にも、府県レベルから町村レベルまで、各地方自治体においても多数の意識調査が行われてきた。地方自治体のなかには、同和問題の取り組みに対する効果測定として、継続的に調査を行っているところも少なくない。暫定的なものではあるが、筆者が部落解放・人権研究所図書室や大阪市立大学人権問題研究センターの蔵書などから作成した同和問題に関する意識調査報告書リストによれば、同対審答申以降まとめられた調査報告書は七〇〇点を下らない。

三 意識調査で問われてきたもの

このように膨大に蓄積されてきた同和問題に関する意識調査において、いったい何が問われてきたのだろうか。意識調査の原型となったのは、前述した同対審調査部会による「同和地区精密調査」である。以下、具体的にその内容を概観し、その後の調査内容の展開についても簡単に指摘しておきたい。

1 同対審調査の概要

同対審調査では、「社会意識」と「人権意識」、「部落および部落出身者に対する態度」が問われている。

「社会意識」は、〈伝統・前近代・非合理〉―〈近代・合理的〉という軸で価値態度が問われている。ただし、調査仮説は「農村部落はもとより、中小都市的地区あるいは大都市的地区でも、地域的封鎖制が強く、社会階層において低位に所属する住民のうちには、い然として前近代的・非合理的な価値態度を示すものが、一般地区と較べて多い」（同対策審議会、一九六五、四二五頁）というものであった。つまり、部落の方が「おくれた意識」を持つているという推測にもとづき、部落と部落外の意識の差を見出すことが目的であったと考えられる。

これらの「社会意識」について、具体的には、(1) 神社や寺などの宗教的な伝統・行事を残すことが望ましいかどうかを〈伝統―近代〉、(2) 地元の冠婚葬祭を盛大に行うことが望ましいかどうかを〈伝統―合理〉、(3) 貧富の差の原因を個人の能力や勤勉さではなく生まれや身分によつて左右されるかどうかを〈業績主義―個人帰属主義〉、(4) 義理のある人からの頼まれごとを引き受けるべきかどうかを〈近代、合理―前近代、非合理〉的態度として把握している。これらは直接的に部落問題について問う項目ではないが、以降の意識調査にも引き継がれている。ここで、伝統的な風習や因習にとらわれない近代・合理的な考えを持つ人が増加すれば同和問題は

解決するという調査主体の前提が見受けられる。

「人権意識」は、部落差別が典型的にあらわれる場面として「職業」および「結婚」問題をとりあげており、「一方では地区住民が就職、結婚に際して憲法で保障された基本的人権をどの程度えているか。他方では、一般地区住民がそうした人権に対して、どの程度の自覚と理解を持っているか」(同前、四二五頁)が検証されている。

具体的なワーディングは、職業では「人は生れや職業によって差別してはならないと憲法にきめられているが、これは世間一般で守られていると思えますか」、結婚では「『結婚にあたって、人は相手を自由にえらべると憲法にも決められていますか、あなたは世間一般で、このことが守られていると思えますか』となっている。結果、「(1) 職業、結婚の双方の問題に関して、一般地区住民の判断は『すでに差別はなくなり』、『世間一般ではその点の人権は守られているとするものが多い。(2) それとは対照的に部落住民の側からは、『まだ世間一般で守られない場合が多い』、『無視されている』とするものが多いのである。(3) このことから、ことに地区外住民の場合、部落差別の現状や、人権問題に関する十分な認識、理解がとほしいといえよう」(同前、四三三頁)とまとめられており、以降行われる調査結果と同様、部

落住民は差別をより厳しく、部落外住民は差別はより軽減していると回答する傾向が既に指摘されている。

「部落および部落出身者に対する態度」は、以下のような問題関心のもとに問われている。「(1) 地区住民と一般地区住民の交際の程度およびそれを通じて具体的な言動に表示される可能性をもつ差別感情が、男、女、年齢別にみてどの階層に多く抱かれているか。(2) 差別感情が具体的なかたちをとって表示されないまでも、どのように潜在化していくか。(3) 差別感情の形成が一般地区住民のうちになぜ、い然としてみられるか。つまり差別感情形成の原因。(4) またもし、そうした差別の原因がとりのぞかれたとしたら、果して地区差別はのこるか。(5) 同和問題解決のために、一般地区住民はその責任を国家、地方自治体に求めているか、あるいは住民自体の責任にみているか」(同前、四二六～四二七頁)。

具体的には、(1) 同和地区の知人の有無、(2) 部落の人々との交際の程度と交際をひかえるかどうか、(3) 部落差別の認知経路、(4) 差別の現状認識と差別の原因、(5) 部落差別をするのは当然かどうか、(6) 部落・部落住民が以前よりも良くなっているかどうか、(7) 部落差別をなくすための方法と、住民の自主的解決と行政による解決のどちらを支持するか、が問われている。

結果、「(イ) 一般的にいつて、地区住民との交際は、男を中心にかなり認められる。ただし、それは必ずしも親しい交際であるとは限らない。(ロ) 交際関係における特徴は、都市地区よりむしろ農村地区により、その機会を生じている。(ハ) 交際関係における抵抗は、一部の都市地区にみられる。(ニ) 差別の知識は主として近隣および家庭にみられる。(ホ) また、地区別に関する現状の知識を十分にもたない。(ヘ) 地区民に対する誤解は少ないが差別に対する伝統的慣習をかなり強く持っている。同時にまた、差別の原因を経済的条件にも認められている。(ト) 地区を以前と較べて『かなり良くなった』と評価するが、今後、基本的人権の確立や経済的条件の充実をみたとしても『差別はあいかわらず残る』と評価する傾向がある。(チ) したがって、また、同和問題の解決には、地区住民の積極的な努力と、その解決への主体的条件が必要と主張する一方、同時に公的機関を通じての同和問題解決への積極的姿勢が求められている」(同前、四八二～四八三頁) とまとめられている。

2 同対審調査以降の概要

同対審調査以降の調査は、主に山本登が行ってきた意識調査枠組みに収斂していったように思われる⁶⁾。その代

表例が、前述した総務庁による一九八五年、一九九三年調査である。

これらの意識調査で主に問われているのは、①部落問題(同和問題)の認知、②部落問題を知った時期・経路、③部落差別・同和地区の起源、④部落あるいは部落出身者に対する忌避的態度(人づきあい・結婚)、⑤部落問題に関連する知識、⑥同和教育・研修を受けた経験、⑦部落に対するイメージ、などである。

①は、部落問題がどの程度認知されているかを問うている。「知らない」と回答した調査対象者は分析から除かれることが多い。

②の認知経路は、家族や親族から聞く場合は部落に対する悪い印象を持ち、学校から聞いた場合は同和教育の効果により差別的な態度をとらないと仮定されていた。

③の部落差別・同和地区の起源は、江戸幕府によって賤民身分が作られたとするいわゆる「政治起源説」が「正しい」説とされていた時期において、同和教育・啓発などにおいて「正しい」知識を身につけているかどうかの指標となっていた。

④の忌避的態度は、「つきあっていた人が同和地区の人であった場合」、「自分の結婚相手が同和地区の人であった場合」、「子どもの結婚相手が同和地区の人であった

場合」という想定に対する態度などが問われている。これらの項目は、言い換えれば、どのくらいの人々が部落差別をする可能性があるかを推測する指標である。

⑤は、同対審答申・同和対策事業特別措置法などの部落問題についての知識や、世界人権宣言・国際人権規約などの人権に関する知識がどの程度普及しているかを把握するための項目である。

⑥は、部落問題に関する教育・学習経験や啓発の頻度を問うており、それらの普及の程度と同時に、忌避的態度との関連、すなわち、教育経験や啓発によって忌避的態度が減少するという仮説を念頭に置いている。

⑦の部落に対するイメージは、相反するコトバを用いてそのイメージを問う調査方法であるSD法 (Semantic Differential Method) によって問われることが多い。その結果、部落に対しては「下品な」「あらあらしい」「閉鎖的」「こわい」「不潔な」といったマイナス・イメージが持たれてきたことが明らかとなっている (横島、一九八四、二四頁)。

その他、直接部落問題とは関係ないものの、母子家庭・女性・外国人に対する差別的な扱いを事例にあげ、それらを差別と思うかどうかが問われることも多々ある。これらは、部落問題が基本的人権に関わる問題であるとい

う前提のもとに、基本的人権に対する認識を把握するために用いられている。

また、「ひのえうま」の生まれによって結婚を嫌がる風習や、結婚式は「大安」の日でないとよくないという風習などについて、当然と思うかどうかを問うことも多い。同対審調査同様、部落差別は慣習や風習などと同様に前近代的な意識がなくなるにしたがって解決に向かうと仮定していたと思われる。

四 意識調査をめぐる研究の可能性

以上、意識調査の展開と、意識調査で問われてきたものについて概観したが、これまで行われてきた意識調査結果から何を読み取ることができるだろうか。本節では、着目すべき視点を整理したい。

1 忌避的態度

最も重要なのは、忌避的態度の状況である。忌避的態度の割合は、「差別する人はどのくらいいるのか？」という問いに答える手がかりとなる。また、部落の何を忌避しているのかを整理することも必要である。

忌避的態度は主に「人」に対するものと「地域」に対

するものに大別できる。「人」に対する忌避としては、友人・近所の人・職場の人・自分の結婚相手・子どもの結婚相手などが、部落出身であった場合、つきあいを拒否したり／させたりする態度が把握されている。また、「地域」に対しては、同和地区（もしくはその近所）の住宅を買うことを避けるなどの態度が把握されている。

2 忌避的態度に影響を与える要因

部落に対する忌避的態度に影響を与える要因を整理することも重要であろう。

これまでに忌避的態度に影響を与える要因として想定されたのは、繰り返しになるが、「ひのえうま・大安」など風習に関する態度である。これは、部落差別を支える要因として、前近代的な意識を想定していたからにはかならない。

家意識もその一つである。野口は、家の「連続性」を重視する意識が忌避的態度に影響を与えていることを明らかにしている。それらを強く持つ人々の方が部落に対する結婚忌避が強いのである（一九九三、二四～三六頁）。加えて野口は、固定的な性別役割分業を内包する近代家族的意識を持つ人も結婚忌避的態度をとる傾向がある、とする（野口、一九九七）。

また、近年では、部落差別の現状を厳しく認識することによって、部落に対する忌避的態度を強化してしまう可能性が指摘されている（佐藤、二〇〇二）。

逆に、忌避的態度を解消させる要因としては、啓発活動に何度も接触している人は忌避的態度をとらないという説明（小森、一九九一、一四六頁／一九九七、一八二頁）や、部落出身者とのつきあいがあるほど忌避的態度をとらないなど、オルポートの「接触仮説」に基づく議論もなされている（内田、二〇〇四）。

他にも部落に対する忌避的態度に影響を与える要因は多いと考えられる。これらの要因を析出し、整理することは、忌避的態度の解消を目指す啓発の推進に向けて重要な示唆を与えることとなるだろう。

3 時間軸による比較

時間軸による意識の比較、なかでも前述した忌避的態度をとる人の割合の変遷は、部落問題解決のひとつの指標としてとらえることができよう。その変遷の把握は、「差別する人は減っているのか？」という問いに答える手がかりとなる。

意識の変遷を把握するための一つの方法は、年齢別のクロス集計によって意識のありようを検討することであ

る。一例として、戦後の意識調査の中でも初期の調査である一九六八年の大阪市民に対する「同和問題に関する意識調査」（大阪市同和対策部、一九六八）をとりあげてみよう。そこでは「あなたご自身か、あなたのお子さんが、結婚なさるとしたら部落出身のかたと結婚されたり、結婚させたりなさいますか、それともなさいませんか？」との問いで部落出身者に対する忌避的態度を把握することを試みている。結果を見ると、「結婚しない」と回答した者が三一・六%であり、現在の調査結果と比較するとその割合はかなり高く、差別的な意識が強固であったと考えられる。特に、年齢別に見ると、当時の二〇歳代（現在の五〇歳代後半～六〇歳代前半）では一八・六%、三〇歳代で三一・一%、四〇歳代で四〇・九%、五〇歳代で四八・〇%となっており、若年層ほど忌避しない傾向にある。こうした傾向がその後の調査においても妥当であるかどうか、詳細に検討されるべきである。

さらに、特定の年齢コーホートの意識が変化しているかどうかを測定することも重要であろう。そのためには、疑似パネル的な調査が必要となる。一九七〇年代から現在にかけて同和問題に関する意識調査は数多く行われていることから、定期的に意識調査が行われている自治体では、コーホートの意識の変化を把握することも可能で

ある。いずれにせよ、意識の変化を把握するためには、定期的に調査を実施することが必要である。

4 空間軸による比較

意識の変遷を把握するための時系列的な比較のみならず、空間的な比較も可能である。

例えば、全国規模の調査である一九八五年の「地域啓発等実態把握調査」と一九九三年の「同和地区実態把握等調査」は、ほぼ同一の調査票で行われているために、地域比較を行うことが可能である。調査の結果からは、地域ごとにかんがりの差異が見られることが明らかになっている（小森、一九九一、一九九七）。これらの違いが何によって生み出されているのかを検討することは、意識調査の枠を超えて、部落問題研究の重要な視点であると思われる。つまり、それぞれの地域における部落問題の特殊性と、地域の違いを超えた普遍性を明らかにすることになるのである。

全国規模の調査や府県規模の調査では、各地方自治体が調査結果を独自に集計することも多いことから、自治体ごとの特徴や部落の規模などを考慮してそれぞれの自治体を類型化し、類型ごとに比較を行うことも可能になるかもしれない。

5 部落問題という認識枠組み

以上のように、調査結果からなんらかの傾向を読み取るだけではなく、様々な調査の調査枠組みそのものや調査項目・質問文に着目することによって、調査主体の部落問題の認識枠組みや、問題関心を読み取ることができらるだろう。そうした作業は、野口（一九八七）が指摘するように、調査当時の部落問題をめぐる社会意識を把握する手がかりともなる。

さらに、調査枠組みの変遷を時系列に位置づけることによって、部落問題がどのように社会問題として構築されてきたのかを把握する一助ともなるだろう。

6 意識調査結果の政策的影響

これまでほとんど顧みられなかったと思われるが、意識調査結果が行政にどのように解釈され、どのように政策に活かされているのかを把握することも重要であろう。

すぐに思い浮かぶのは、啓発パンフレットの作成などによる調査結果の普及である。だが、啓発の場面において意識調査結果を用いたデータの提示など、結果を市民に還元する機会は意外と少ないように思われる。調査結

果がどのように活かされ、どのように市民に還元され、どのような効果をあげているのか、といったケーススタディが求められているのではなからうか。こうした視点からの研究は、これまで莫大な予算を費やして行ってきた調査を無駄なく活かすことにつながると思われる。

まとめにかえて

本稿で整理した意識調査研究のための視点の他にも、これらの意識調査を「日本」における社会調査史の文脈の一つとして位置づけることも可能であるし、調査方法論に限定すれば、郵送調査・面接調査といった調査方法の違いと結果との関係などを検討することもできる。

とはいえ、まずは膨大に残された調査の蓄積から、どのようなことが明らかとなっているのかという書誌的研究が必要となる。そのうえで、ここで検討した視点に基づき研究が行われることにより、これまでに行われてきた意識調査という遺産から、部落問題の解決に向けた手がかりをより明確に見出す可能性が開かれるのではなからうか。

注

- (1) 同様の問題関心から、小森哲郎(二〇〇二)が同和問題の意識調査に関する整理を行っているが、限られた調査が検討されるにとどまる。
- (2) 特措法後の同和行政のあり方については、奥田(二〇〇四)が検討を行っている。
- (3) なお、ここで調査対象となっている地区周辺住民は、世帯主もしくはその配偶者を単純無作為抽出している。調査は面接法で行われている。
- (4) 一九九〇年前後の調査結果について、意識調査については小森(一九九一)に詳しい。
- (5) 一九九三年の総務庁調査結果については、小森(一九九七)に詳しい。
- (6) 山本登の意識調査設計に関しては、山本(一九八〇「一九八二」)に詳しい。
- (7) もちろん、意識レベルで忌避する人が、必ずしも行動レベルで「差別」をするとは限らない(マートン、一九四九)。しかし、だからといって忌避的態度を測定する調査にまったく意味がないわけではなく、「心理的差別」を把握する一つの測定方法としてとらえるべきであろう。
- (8) しかし、時系列変化の確認を重視するあまり、柔軟な発想による新たな課題を把握するための調査が行われに

くいという弊害もある。

参考文献

- 同和対策審議会、一九六五『同和対策審議会調査部会報告』。
- 藤範晃、一九三二「小学校教育における融和教育の具體的方法」
- 中央融和事業協會『融和事業研究』第二四輯、九三〜一七頁。
- 法務省人権擁護局、二〇〇二『人権教育・啓発に関する基本計画』。
- 小森哲郎、一九九一「国民の意識」部落解放研究所編『図説今日の部落差別 第2版 各地の実態調査結果より』解
- 放出版社、一二六〜一四九頁。
- 小森哲郎、一九九七「市民の意識」部落解放研究所編『図説今日の部落差別 第3版 各地の実態調査結果より』解
- 放出版社、一四〇〜一九五頁。
- 小森哲郎、二〇〇二『同和問題の意識調査 その足跡(1)』。
- Merton, R. 1949 "Discrimination and the American Creed." *Discrimination and National Welfare*. United States: HarperCollins Publishers, Inc.
- 内閣府大臣官房政府広報室、二〇〇三『人権擁護に関する世論調査』。
- 野口道彦、一九八七「部落問題意識調査のインベントリー」同

- 「和問題研究」第一〇号、九七〜一六八頁。
- 野口道彦、一九九七「配偶者選択と結婚忌避」『リアンス研究紀要 解放研究しが』第七号、三九〜五八頁。
- 大阪市同和対策部、一九六八「同和問題に関する意識調査」。
- 奥田均、二〇〇四「法」の期限切れと同和行政の基礎基本」『部落解放』五二七号、六八〜八二頁。
- 佐藤裕、二〇〇二「部落問題に関する人権意識調査のあり方」と「差別意識論」の課題 大阪府二〇〇〇年調査の経験から（後編）」『部落解放研究』一四六号、五六〜六九頁。
- 総務庁長官官房地域改善対策室編、一九八七「地域啓発等実態把握意識把握報告書 昭和六〇年度」。
- 総務庁長官官房地域改善対策室編、一九九五「平成五年度 同和地区実態把握等調査 意識調査報告書」。
- 土屋政一、一九三四「融和教育の基礎問題」中央融和事業協會『融和事業研究』第二九輯、八七〜一〇七頁。
- 植木俊助、一九三三「融和事業に於ける教育的施設」中央融和事業協會『融和事業研究』第二八輯、四三〜四九頁。
- 内田龍史、二〇〇四「部落マイノリティに対する忌避・差別軽減に向けて 『接触仮説』を手がかりに」『部落解放研究』第一五六号、三一〜四七頁。
- 山本登、一九五三「一九八四」差別意識測定の一試案」『部落差別の社会学的研究』明石書店、一七一〜一八七頁。
- 山本登、一九五七「未解放部落をめぐる社会的緊張の測定―和歌山県における学級標本調査報告」『人文研究』第八巻第一一号、五二〜九四頁。
- 山本登、一九五四「一九八四」交友関係から見た差別意識」『部落差別の社会学的研究』明石書店、二二九〜二七〇頁。
- 山本登、一九八〇「一九八三」啓発活動の今後の課題 広島県民の同和問題意識調査と関連して」磯村英一編『同和行政論Ⅰ』明石書店、三一九〜三四四頁。
- 横島章、一九八四『部落差別の社会心理学的研究』明石書店。